

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月15日
【会社名】	株式会社アスコット
【英訳名】	Ascot Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員CEO 加賀谷 慎二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区荒木町20番地
【電話番号】	03 - 5363 - 7762（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営管理部管掌 田端 悟
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区荒木町20番地
【電話番号】	03 - 5363 - 8426
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営管理部管掌 田端 悟
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,575,200円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 249,043,200円  （注）行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少しません。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数	400個(新株予約権1個につき9,518株)
発行価額の総額	1,575,200円
発行価格	新株予約権1個当たり3,938円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年11月1日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アスコット 経営管理部 東京都新宿区荒木町20番地
払込期日	平成22年11月1日(月)
割当日	平成22年11月1日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿支店

(注) 1. 第5回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成22年10月15日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社アスコット 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額で除して得られる最大整数(以下、「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切上げ、現金による調整は行わない。 本新株予約権の目的となる株式の総数は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として3,807,200株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、247,468,000円とする。 2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は65円とする。ただし、行使価額は本項第3項の定めるところに従い調整されるものとする。

## 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数を生じたときにはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)大阪証券取引所JASDAQ市場(取引所金融商品市場の統合、再編が、あった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「JASDAQ市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	249,043,200円 (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(1,575,200円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(247,468,000円)を合算した金額とする。 2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する株式の発行価額及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年11月4日から平成24年11月2日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アスコット 経営管理部 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の3週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求に必要な書類を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出した者は、この後これを撤回することができません。

## 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、または、同欄同項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同欄第3項に定める新株予約権の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

## 3. 本新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下、「行使停止期間」という。）を指定することができます。ただし、行使停止期間として指定可能な期間は平成24年10月2日までとします。
- (2) 前号にかかわらず、当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができます（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行います。）。

## 4. 本新株予約権の取得請求権

本新株予約権者は、平成22年11月4日以降、その選択により、当社に対して本新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄の行使請求受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

## 5. 本新株予約権の発行価額及び行使価額の算定理由

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要領及び第三者割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を3,938円としております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権に係る取締役会決議日の前日以前6ヵ月間のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均70.98円を参考に65円（ディスカウント率：8.4%）に決定しております。

## 6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任とします。

## 7. 本新株予約権の権利行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、平成22年10月15日開催の取締役会にて、平成22年10月27日付で本新株予約権に係る割当予定先との間で、「総額買受契約（以下、「当該契約」という。）」を締結する旨の決議をしております。当該契約の内容等は次のとおりであります。

### (1) 行使要請条項

JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引における5連続取引日（JASDAQ市場が開設されている日をいう。以下同じ。）終値単純平均が、本新株予約権の行使価額の一定率（以下に定義する。）を超過した場合、当社は本条の規定に従い、買受人に本新株予約権の一部について行使要請できるものとしております（以下、「行使要請」という。）。

上記における一定率とは、130%と150%としております（前項の規定によりこれらの比率を超過した取引日を「130%超過日」および「150%超過日」という。以下同じ）。

130%超過日においては、交付株式数に行使要請する本新株予約権の個数を乗じた数が、130%超過日における出来高（JASDAQ市場における当社普通株式の当該日における売買高をいう。以下同じ。）の15.0%未満となる範囲で行使要請できるものとし、150%超過日においては、同様に出来高の20.0%未満となる範囲で行使要請できるものとしております。

### (2) 行使要請制限条項

当社は、行使要請条項の条件を満たした場合、何度でも行使要請を行うことができますが、同日に複数又は2取引日連続して行使要請を行うことはできないものとしております。

行使要請により行使される金額は、1回につき10,000,000円を超えることができないものとしております。

### (3) 譲渡制限条項

割当予定先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、買受人の当該契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
249,043,200	4,000,000	245,043,200

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(1,575,200円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(247,468,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

4. 発行諸費用の内容は、株価算定費用、有価証券届出書作成費用等になります。

## (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額245百万円の資金使途につきましては、事業資金として充当する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
不動産開発事業の分譲マンション開発(再開3プロジェクト)における建築費、設計費及び広告宣伝費 <内訳> アスコットパーク日本橋小伝馬町 ・設計費 アスコットパーク東日本橋 ・広告宣伝費 アスコットパーク東京八丁堀 ・建築費	35百万円  3百万円 10百万円 21百万円	  平成23年5月 平成23年3月～4月 平成23年7月
不動産開発事業の収益不動産開発(再開3プロジェクト)における建築費及び設計費 <内訳> (仮称)大名プロジェクト ・建築費 ・設計費 (仮称)花川戸プロジェクト ・建築費 ・設計費 (仮称)西新プロジェクト ・設計費	210百万円  181百万円 5百万円 16百万円 5百万円 2百万円	  平成23年4月～9月 平成23年6月 平成23年5月 平成23年5月 平成23年4月

(注) 1. 新株予約権が行使された場合、支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理を行う予定です。

2. 調達する資金使途の合理性に関する考え方は次のとおりであります。

当社グループでは、中期経営計画「Growing Up 2014」を実行していくにあたり、特に不動産開発事業における開発費用とすることによって将来収益源泉の確保を行うことにより、中期的な財務上の課題の具体的解決を図ることが最優先であると考えております。

当社グループが属する不動産業界を取り巻く環境は、分譲マンション開発においては住宅エコポイント制度の導入等により需要が顕在化し始めてきたものの、金融機関等の融資厳格化の姿勢に大きな変化はなくプロジェクト資金の確保は依然厳しい状況が続いております。具体的には当社が本新株予約権の発行及び平成22年11月1日を払込期日とした第三者割当による新株式の発行(発行新株式数: 3,076,800株、発行価格の総額: 199,992,000円)を検討するにあたり、当社の取引金融機関等に対し当該開発プロジェクトにかかる開発費用の新規借入の申し入れを行いました。新たな借入の実行には至らず、間接金融による資金調達の実現可能性は依然低いものと判断せざるを得ません。

当社グループは当該資金調達により、再開6プロジェクト(アスコットパーク日本橋小伝馬町、アスコットパーク東日本橋、アスコットパーク東京八丁堀、(仮称)大名プロジェクト、(仮称)花川戸プロジェクト、(仮称)西新プロジェクト)を推進していくことによって平成23年9月期以降の収益確保の実効性を高め、中期経営計画「Growing Up 2014」をより確実に進捗していくことで中長期的な資金を得ることが可能となることから、財務体質の強化を図り、企業価値の向上につながると考えております。以上のことから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

なお、分譲マンション開発3プロジェクト(アスコットパーク日本橋小伝馬町、アスコットパーク東日本橋、アスコットパーク東京八丁堀)は、平成22年7月より順次着工及び販売を開始し、平成23年9月以降の竣工引渡を予定しております。当該3プロジェクトの現況としては、平成22年10月14日現在の契約率は80.5%、引渡総額は4,155百万円と順調な販売推移となっております。



## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 1. 第三者割当による新株式の発行について

当社は、平成22年10月15日開催の取締役会において、前記「第1 募集要項」に記載の新株予約権証券の発行とともに、矢吹満氏を割当予定先とする第三者割当による新株式発行を決議しております（注）。

（注） 第三者割当増資の内容は次のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式3,076,800株
(2) 発行価格	65円
(3) 資本組入額	33円
(4) 発行価額の総額	199,992,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(6) 割当予定先及び割当株式数	矢吹 満 3,076,800株
(7) 申込期間（申込期日）	平成22年11月1日（月）
(8) 払込期日	平成22年11月1日（月）
(9) 申込株式数単位	100株

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	矢吹 満	
	住所	東京都目黒区	
	職業	有限会社麻布ビルディング 代表取締役	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

（注）1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成22年10月15日現在におけるものであります。

2. 「募集又は売出しに関する特別記載事項 1. 第三者割当による新株式の発行について」に記載のとおり、当該割当予定先は、第三者割当増資の割当予定先であります。

a. 割当予定先の概要	名称	澤田ホールディングス株式会社
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 澤田 秀雄
	資本金	12,223百万円
	事業の内容	グループ各社の経営の支配及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	澤田 秀雄 25.95% ゴールドマンサックスインターナショナル 22.93% ワールド・キャピタル(株) 15.13%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社普通株式 10,000,000株保有(平成22年9月30日現在)
	人事関係	割当先の役員2名が当社の役員を兼務しております。
	資金関係	割当先より融資(短期借入金)を受けております。
	技術又は取引関係	(平成22年9月期第3四半期累計期間) 経営指導料の支払 6百万円

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成22年10月15日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	有限会社麻布ビルディング
	本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目14番9号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 矢吹 満
	資本金	3百万円
	事業の内容	不動産業
	主たる出資者及びその出資比率	矢吹 満 100.0%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成22年10月15日現在におけるものであります。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、経営基盤の強化、将来収益源泉を獲得していくことが、当社グループの当面果たすべき具体的な役割であると認識しております。これらを確実に実行していくために、事業会社、既存株主様、金融投資家や取引先など幅広い割当候補先の中から、今後の当社グループの事業戦略を理解したうえで当社の経営方針を尊重していただける候補先に対する本新株予約権の発行を行うことを検討してまいりました。また、当社は平成22年11月1日を払込期日とした第三者割当による新株式の発行(発行新株式数: 3,076,800株、発行価格の総額: 199,992,000円)を予定しております。当該第三者割当増資は当社の直近の資金ニーズに対応しており、本新株予約権の発行は当社株式の希釈化状況を鑑みつつ、機動的な資金ニーズへの対応を想定しております。割当予定先である矢吹満氏、澤田ホールディングス(株)及び(有)麻布ビルディングには、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的についてご賛同いただいていること、急激な希釈化を回避しつつ機動的な資金確保が可能であること、また資金調達の規模が当社のニーズに合うこと、当社との事業シナジーが見込めることを検討したうえで決定いたしました。この結果は現在の当社及び当社の既存株主様にとって最も有利な内容であると判断しております。

割当予定先である矢吹満氏は、今回の割当予定先でもある(有)麻布ビルディングの代表でもあります。(有)麻布ビルディングは不動産賃貸業を営んでおり、平成22年7月に同業者会合により当社代表取締役は(有)麻布ビルディングの代表である矢吹満氏と面識を得ました。矢吹満氏は(有)麻布ビルディングの他不動産業や投資業、飲食店経営を行っており、特に不動産業で幅広い人脈や情報を有しております。当社の今後の不動産開発事業における開発用地やソリューション物件等の情報をご紹介いただくなど、現在積極的に協力していただいております。それらの成果が将来、当社の事業展開と企業価値向上に資する

ものと考えられます。資金や実態の調査、当社代表取締役との数回にわたる面談の実施等を経て検討した結果、当社の事業方針や今後の事業計画を理解していただいたうえで、当社の資金調達目的についてご賛同いただいていること、割当予定先の実態について当社が問題ないと判断したこと、矢吹満氏及び(有)麻布ビルディングが、当該第三者割当による新株予約権証券の発行につき、本新株予約権の払込の確実性が高こと、また、今後も継続して事業シナジーが得られると判断し、当社は矢吹満氏及び(有)麻布ビルディングを割当予定先として選定いたしました。

また、割当予定先である澤田ホールディングス(株)は、直近日(平成22年9月30日)現在、当社の普通株式10,000,000株を保有しており議決権の割合は49.99%であります。当社は今後の事業計画の達成には澤田ホールディングス(株)及びそのグループ会社との連携等が必要であると判断したことから、平成22年6月29日より同社は当社の親会社であります。これまで澤田ホールディングス(株)は、平成21年9月30日払込の第三者割当増資、平成22年1月8日払込の株主割当増資を引き受けていただいております。平成21年9月30日の第三者割当増資以降、新たな開発案や販売促進にかかる協力、販売用不動産のテナント候補先やの売却候補先の紹介、短期的な資金援助等さまざまな協力をいただいております。今回の割当は、当社が財務上の課題を乗り越え、一時も早く株主の皆様利益を還元出来るよう今後も確固たる関係を継続してまいります。この協力関係が当社の財務体制の正常化を早め、その成果が将来当社の事業展開と企業価値の向上に資するものと判断しております。

以上のことから、かかる検討を経て、当社は本日(平成22年10月15日)開催の取締役会において新株予約権証券の発行を決議いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

矢吹 満	161個(1,532,398株)
澤田ホールディングス(株)	158個(1,503,844株)
(有)麻布ビルディング	81個(770,958株)

e. 株券等の保有方針

割当予定先である矢吹満氏、澤田ホールディングス(株)及び(有)麻布ビルディングの本新株予約権行使後の保有方針は、中長期的(払込期日から起算して2年以上)に保有する方針であるという意見をいただいております。当該方針を書面にて確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行について、割当予定先である矢吹満氏の払込に要する財産の存在は、平成22年10月7日付預金通帳、平成22年10月14日付証券預り資産の閲覧及びその写しを入手し預金残高を確認しており、併せて自己資金にて、払込みを行う旨の確認をしております。また、割当予定先である(有)麻布ビルディングの払込に要する財産の存在は、平成22年10月13日に預金通帳の閲覧及びその写しを入手し預金残高を確認しており、併せて自己資金にて、払込みを行う旨の確認をしております。さらに、平成22年10月14日に当社代表取締役社長の加賀谷慎二が割当予定先2名に対して、払込に要する資金の充足性を確認しており、その結果、充足性は確保されていることを確認しております。

割当予定先である澤田ホールディングス(株)については、当社が関東財務局へ提出した直近の有価証券報告書及び四半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、本新株予約権の払込に要する財産について問題のないことを確認しております。また、当社は澤田ホールディングス(株)において本新株予約権の引受けに間して、同社財務部を通じて、会社の意思決定として本新株予約権の引受けをするものであり、払込に要する資金等について問題のないことを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である矢吹満氏、澤田ホールディングス(株)及び(有)麻布ビルディングより「反社会的勢力との関係がないことを示す確約書」が提出され、その確認書を(株)大阪証券取引所へ提出しております。

また、割当予定先である矢吹満氏、(有)麻布ビルディング及びその役員ならびに(有)麻布ビルディングの関連会社及びその役員については、調査会社である(株)JPRサーチ&コンサルティング（東京都港区）に調査を依頼し、反社会的勢力との関与の有無等を調査いたしました。反社会的勢力との関与の事実は確認されなかった旨の調査報告を得ております。また、割当予定先である澤田ホールディングス(株)につきましては、(株)大阪証券取引所JASDAQ市場に上場しており、内部統制上、「反社会的勢力による被害を防止するための体制」が構築されていることから、調査機関による調査は実施しておりません。当社といたしましては、当該会社について反社会的勢力との関与は無いと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしております。

## 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価格は、新株予約権証券の発行を決定する取締役会決議日の直前日（平成22年10月14日）の当社普通株式の株価、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等及び第三者割当契約に基づく条項を前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた第三者評価機関（東京ファイナンシャル・アドバイザーズ(株) 東京都千代田区）による評価書を基に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価格であると当社が判断した本新株予約権1個当たり3,938円（1株当たり0.41円）に決定いたしました。この発行価額は適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

本新株予約権の行使価額は、当社株価の推移を鑑み、新株予約権証券の発行を決定する取締役会決議日の直前日（平成22年10月14日）における(株)大阪証券取引所JASDAQ市場公表の当社普通株式の直近6ヵ月の単純平均株価である70.98円を参考として、65円（直近6ヵ月単純平均株価：ディスカウント率8.4%）といたしました。

#### 〔参考〕

取締役会決議日の直前日株価 70.00円（ディスカウント率：7.1%）

取締役会決議日の直前日以前1ヵ月単純平均株価 65.63円（ディスカウント率：1.0%）

取締役会決議日の直前日以前3ヵ月単純平均株価 66.08円（ディスカウント率：1.6%）

当社は、平成20年秋頃からの世界的な金融市場の混乱から、国内金融機関の不動産関連事業案件の融資が厳格化されたことにより、平成21年7月より積極的にエクイティ・ファイナンスを行ってまいりました。これにより当社株式の希釈化が急速に進み、当社株価は平成21年7月の高値であった227円に比べ、取締役会発行決議の直前日（平成22年10月14日）現在、69.2%の下落、発行済株式総数は13,595,678株増加し200,000,678株となっております。当社の直近6ヵ月の単純平均株価を月別の推移でみた場合、平成22年4月は80.8円、5月は74.8円、6月は74.9円、7月は71.6円、8月は64.55円及び9月は65.25円の値動きとなっており、直近6ヵ月間で、安値58円から高値97円までの幅で推移しております。また、直近6ヵ月の出来高平均の推移をみても平成22年4月及び6月は適時開示の影響から他月と比べ若干多いものの平均出来高数を平均株式数で除した比率は、平成22年4月は0.2%、5月は0.1%、6月は0.3%、7月及び8月は0.1%、9月は0.4%と大きな影響はありません。以上のことから、直近6ヵ月の単純平均株価である70.98円を参考として65円を行使価額として採用いたしました。

取締役会発行決議の直前日の株価は、当該直近6ヵ月単純平均株価と比較しても、投資家の現在の当社に対する評価を適切に反映しているものであり、既存株主様の利益を考慮するうえでの基礎的事項と判断しております。以上のことから、新株予約権証券に係る取締役会発行決議の直前日から直近6ヵ月の単純平均株価を参考に行使価額を算定いたしました。これらの判断と上記第三者評価機関（東京ファイナンシャル・アドバイザーズ(株) 東京都千代田区）からの助言に基づき、割当予定先である矢吹満氏、澤田ホールディングス(株)及び(有)麻布ビルディングとの協議の結果、決定したものであります。

以上のとおり、本新株予約権の発行価格及び行使価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当該行使価額に関して、社外監査役の一部で構成した「第三者割当による新株式の発行ならびに新株予約権証券の発行に関する検討委員会」より、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を踏まえ、発行決議の直前日から行使価額を決定するための適当な時期として1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の単純平均株価をそれぞれ算出し、直近6ヵ月平均の単純平均株価が最も高値であったことから、直近6ヵ月の単純平均株価を参考として算定することに合理性があり、行使価額はいずれの期間の単純平均株価に0.9を乗じた額以上となっていることから割当予定先に特に有利ではないこと、また、発行手続きは適法であることを表明する旨の意見書が提出されております。なお、「第三者割当による新株式発行ならびに新株予約権証券の発行に関する検討委員会」は、行使価額の合理性を確認するにあたり、単純平均株価だけでなく加重平均株価においても確認を行っております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行により交付される当社普通株式3,807,200株(議決権の数は38,072個)であります。本書提出日(平成22年10月15日)現在の当社の発行済株式総数は20,000,678株、議決権総数は200,005個でありますので、本新株予約権の発行による希釈率は19.04%(38,072個÷200,005個)となり、企業行動規範上の手続が必要となる希釈化率25.0%以上に該当しません。しかしながら、当社は本日(平成22年10月15日)開催の取締役会において、当社普通株式3,076,800株(議決権の数:30,768個)の第三者割当による新株式の発行を決議(払込期日:平成22年11月1日)しており、本新株予約権の権利行使期間中の全行使ならびに募集株式の全てが払込まれた場合、発行済株式総数は26,884,678株(議決権総数:268,845個)となり、本書提出日(平成22年10月15日)現在における当社議決権総数の34.42%( $(38,072\text{個} + 30,768\text{個}) \div 200,005\text{個}$ )に相当することにより、大規模な第三者割当に該当するものであります。

当社グループは、今後も継続企業として既存株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、経営基盤の強化、将来収益の源泉を獲得していくことが、当社グループが当面果たすべき具体的な役割であると認識しております。当該新株予約権証券の割当予定先は、当社の経営環境ならびに事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的についてご賛同いただいております。また、当該第三者割当増資と併せて当該新株予約権証券の発行の手法を選択した理由については、急激な希釈化を回避しつつ機動的な資金確保が可能であることであります。当社は今回の資金調達を選択するにあたり、今回の調達方法のほか、金融機関等からの借入、公募増資、株主割当増資、社債発行について検討をいたしました。当社の株式の希釈化を鑑みた場合、金融機関等からの間接金融が最も望ましいと考えており、金融機関等へプロジェクト開発費用の借入の申し入れを行いました。応じていただいた金融機関等はありませんでした。また、かかる資金の規模、資金調達までの期間、資金調達コスト、当社株式の希釈化等を総合的に勘案し、第三者割当増資及び新株予約権証券を併せて発行することを決定しております。このような事象により、当社及び当社の既存株主様にとってもっとも有利な内容であると判断しております。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
澤田ホールディングス(株)	東京都新宿区西新宿六丁目 8番1号	10,000,000	49.99	11,503,844	48.32
加賀谷 慎二	東京都目黒区	3,320,500	16.60	3,320,500	13.95
矢吹 満	東京都目黒区	-	-	1,532,398	6.44
(株)広美	東京都中央区築地三丁目9 番9号	794,500	3.97	794,500	3.33
(有)麻布ビルディング	東京都中央区銀座一丁目14 番9号	-	-	770,958	3.24
(有)加賀谷インベストメン ト	東京都中央区日本橋室町一 丁目7番1号	590,000	2.95	590,000	2.48
(株)ユーラシア旅行社	東京都千代田区平河町二丁 目7番4号	422,700	2.11	422,700	1.77
(株)フルタイムシステム	東京都千代田区岩本町二丁 目10番1号	335,600	1.68	335,600	1.41
小林 祐治	東京都渋谷区	312,400	1.56	312,400	1.31
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目2番10号	278,400	1.39	278,400	1.17
計	-	16,054,100	80.27	19,861,300	83.42

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成22年3月31日現在の総株主名簿に記載された数値としております。

2. 割当後の所有株式数、総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の大株主の状況を記載しており、それ以下の株主の数値は省略しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

当社グループが属する不動産業界におきましては、地価の下落や建築コストの低下等により都心部を中心に分譲マンション着工に回復の動きがみられ、需要面では、低金利の継続や住宅ローン減税の拡充、住宅エコポイント制度等による各種住宅取得支援制度や、これまでの買い控えの反動等を含め、住宅取得を促進する状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループでは凍結していたプロジェクトの再開及び新規プロジェクト開発推進により、将来収益を確保し、中長期的にわたる安定的な収益向上を目指しております。そのため、当連結会計年度（平成22年9月期）を第2の創業期と位置づけ、今後5年間に於いて不動産開発事業の分譲マンション開発を、従来からのドミナント戦略により東京駅から主に半径1～5km圏内を中心に、これまで構築してきた開発ノウハウを最大限生かして豊かな空間を創造していくこと、同時に当社グループが安定的に収益を確保し、成長していくことを目的として新たな中期経営計画として「Growing Up 2014」を策定しております。

当社グループでは、当該中期経営計画に基づき不動産開発事業の分譲マンション開発3プロジェクト、収益不動産開発3プロジェクトの企画開発を推進しております。なお、分譲マンション開発3プロジェクト（アスコットパーク日本橋小伝馬町、アスコットパーク東日本橋、アスコットパーク東京八丁堀）は、平成22年7月より順次着工及び販売を開始し、平成23年9月以降の竣工引渡を予定しております。当該3プロジェクトの現況としては、平成22年10月14日現在の契約率は80.5%、引渡総額は4,155百万円と順調な販売推移となっております。また、収益不動産開発3プロジェクト（（仮称）大名プロジェクト、（仮称）花川戸プロジェクト、（仮称）西新プロジェクト）の開発を推進することにより、竣工後には賃料の収受等が見込めることとなります。

しかしながら、分譲マンション開発3プロジェクトの竣工引渡時期を平成23年9月以降、収益不動産開発3プロジェクトの竣工時期を平成23年2月以降としているため、「Growing Up 2014」の効果が顕在化し業績の回復に至るまでには、相応な時間を要するものとなります。

このような状況から、当社グループが今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるには、経営基盤の強化を行い、かつ、将来収益源泉を継続的に獲得していくことが、当社が当面果たすべき具体的な役割であると認識しております。

特に資金調達については、平成20年秋頃からの世界的な金融市場の混乱から、国内金融機関の不動産関連事業案件の融資が厳格化されたことにより、平成21年7月より積極的にエクイティ・ファイナンスを行ってまいりました。すなわち、平成21年7月に当社第4回新株予約権証券の発行、平成21年9月に第三者割当増資、平成22年1月の株主割当増資ならびに平成22年3月の第三者割当増資であります。このうち、平成22年1月8日払込の株主割当増資では、資金調達予定額1,031百万円に対し412百万円となったことから、未調達額619百万円について平成22年3月に141百万円の資金を追加調達いたしました。かかる調達を経てもなお、株主割当増資の調達予定額までには478百万円が未調達となっております。また、これまでの資金調達により再開プロジェクトのうち2プロジェクトについて竣工引渡を受けていることから、新たな再開プロジェクトへ資金投入を行い、継続的な将来収益源泉の確保を確実に進めていくため、不動産開発事業の分譲マンション開発（再開3プロジェクト）における建築費及び広告宣伝費ならびに収益不動産開発（再開3プロジェクト）における建築費、設計費及び広告宣伝費に資金を充当する目的で、新株予約権証券の発行にて資金調達するものであります。

当社グループは、引き続き経営基盤の強化及び利益の確保を早期に行う必要があることから、より確実な資金調達方法を検討し実施する必要があると判断し、プロジェクト融資を受けている金融機関等へ開発費用の新規融資の打診を行いました。不動産関連事業への融資厳格化の姿勢に変化がなく、金融機関等からの開発費用の追加融資を受けることができませんでした。このような状況の中、当社グループは、本日（平成22年10月15日）開催の当社取締役会において、急激な希釈化を回避しつつ機動的な資金確保が可能であること、また資金調達の規模が当社のニーズに合うことなどの点で新株予約権証券の発行を決議いたしました。また、割当予定先は、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的について理解をいただいている割当予定先を選定しております。

当社取締役会としては、平成22年9月期の経営成績が、大幅な売上高の減少ならびに2期連続の営業損失、経常損失、当期純損失を計上する見込みであることから、経営基盤の強化を行い、かつ、将来収益源泉を継続的に獲得する必要があると認識し、既存株主様におかれましては一定の希釈化が生じるものの、この決定による当該資金調達の達成により、当社グループの企業価値の向上がなされ、株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めることになると確信しております。

(平成21年7月以降のエクイティ・ファイナンスの状況)

## 〔第4回新株予約権証券〕

発行期日	平成21年7月27日
調達資金の額	160,400,000円(概算手取額)
発行価額	190,000,000円
募集時における調達予定額	700,000,000円
募集時における発行済株式総数	6,405,000株
当該募集による発行株式数	5,468,750株
募集後における発行済株式数	11,873,750株
割当先	Brilliance-Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)
当該募集による潜在株式数	行使価格128円における潜在株式数:5,468,750株
現時点における行使状況	行使済株式数 1,484,375株
現時点における潜在株式数	株
発行価額の総額	2,307,900円
発行時における当初の資金使途	事業資金に充当
発行時における支出予定時期	平成21年9月~平成22年7月頃
現時点における充当状況	プロジェクト再開費用に充当

(注) 未行使個数については、本新株式の発行の発行価額の総額が払込期日に払い込まれたことを条件に、新株予約権者に対して未行使個数について買取通知書を提出し、平成21年10月14日に買入消却しております。

## 〔第三者割当増資〕

発行期日	平成21年9月30日
調達資金の額	600,000,000円(差引手取概算額)
発行価額	605,000,000円
募集時における発行済株式総数	7,030,000株
当該募集による発行株式数	5,000,000株
募集後における発行済株式総数	12,030,000株
割当先	澤田ホールディングス(株)
発行時における当初の資金使途	新規プロジェクトの開発費用及び凍結プロジェクトの建築費用
発行時における支出予定時期	平成21年10月、平成21年11月頃から平成22年7月頃まで
現時点における充当状況	一部当社預金口座に管理、一部は上記事業資金に充当



## 〔株主割当増資〕

発行期日	平成22年1月8日
調達資金の額	394,752,240円（差引手取概算額）
発行価額	412,152,240円
募集時における調達予定額	962,400,000円
募集時における発行済株式総数	12,030,000株
当該募集による発行株式数	5,151,903株
募集後における発行済株式総数	17,181,903株
発行時における当初の資金使途	新規プロジェクトの開発費用
発行時における支出予定時期	平成22年1月以降
現時点における充当状況	一部当社預金口座に管理、一部は上記事業資金に充当

## 〔第三者割当増資〕

発行期日	平成22年3月26日
調達資金の額	139,033,600円（差引手取概算額）
発行価額	141,033,600円
募集時における発行済株式総数	18,041,278株
当該募集による発行株式数	1,958,800株
募集後における発行済株式数	20,000,078株
割当先	(株)広美、(株)ユーラシア旅行社、(株)フルタイムシステム、加賀谷慎二、(株)ジャーネットシステム、日栄インテック(株)
発行時における当初の資金使途	凍結プロジェクトの建築費用
発行時における支出予定時期	平成22年8月頃から平成23年1月頃まで
現時点における充当状況	一部当社預金口座に管理、一部は上記事業資金に充当

## （企業行動規範に関する規則について）

(株)大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める企業行動規範上の手続が必要となる希薄化率25.0%以上の第三者割当に該当しており、企業行動規範上の手続が必要となります。当社は、企業行動規範の手続として「a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性」について、社外監査役沖信春彦、社外監査役熊谷聖一の2名からなる「第三者割当による新株式発行ならびに新株予約権証券の発行に関する検討委員会」を設置し意見を求めました。社外監査役である沖信春彦は、平成12年11月より当社監査役であり、(株)栄光等の取締役及び監査役を現任しております。社外監査役である熊谷聖一は、平成17年8月より当社監査役であり、(株)やすらぎ等の取締役及び監査役を現任しております。なお、社外監査役沖信春彦ならびに熊谷聖一は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、また、熊谷聖一は当社の独立役員であることから一定の独立性の確保がなされているものと当社は判断し、当該委員会員に選任いたしました。

当該委員会は、当該新株予約権証券ならびに新株式の発行に関する事項及びその他必要と認められる事項について、取締役会に必要な資料を求めるとともに、経営管理部担当取締役田端悟に対して質問を実施しております。当該新株予約権証券ならびに新株式の発行に関する事項については、当社の資金繰り及び利益計画を基に資金調達の必要性、資金使途、支出予定時期等を確認しております。資金調達の妥当性については、他の資金調達方法による資金調達時期、調達までに係る期間、資金調達に係る費用等を勘案し検討を行うなどの手続を経て、当該委員会より、当該新株予約権証券ならびに新株式の発行の必要性及び相当性に問題ない旨の意見を入手しております。

なお、当社の決算期末日は9月30日であり当社の定時株主総会（平成22年12月開催予定）を控えていることから、当該新株予約権証券の発行にあたり、本来であれば株主総会において株主の皆様にご意見を頂戴し、付議いただくことが望ましいと当社は考えております。

しかしながら、新株式の発行については、払込みにより調達する資金の支出予定時期は定時株主総会開催日以前から支出予定があり緊急性があること、新株予約権証券の発行については、権利行使により調達する資金の支出予定時期が最短で平成23年3月であるため、定時株主総会開催日以降の発行決議を模索いたしました。当社としましては、当社普通株式の株価推移(直近6ヶ月の単純平均株価:70.98円)を参考にすると、権利行使のスピードを保守的に勘案せざるを得ないため、本日(平成22年10月15日)を発行決議とし、支出予定時期までの期間(約4ヶ月)を得ることにより余裕をもった資金調達とすること、さらに、直近日(平成22年9月30日)現在、割当予定先に澤田ホールディングス㈱が当社の議決権の49.99%を保有しており、当該新株予約権証券の発行の当事者となりますが議決権行使が可能であること、以上の理由を総合的に勘案し、当社コーポレートガバナンス報告書に記載のとおり少数株主保護の観点から、一般株主と利益相反の可能性がない独立役員に選任している社外監査役である熊谷聖一を当該委員会員として「第三者割当による新株式発行ならびに新株予約権証券の発行に関する検討委員会」を設置し取締役会にて決議することといたしました。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出

有価証券報告書の提出日（平成21年12月15日）以降、本書提出日（平成22年10月15日）までの間に、次の臨時報告書を提出しております。

#### (1) 平成22年1月8日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）の規定に基づくものであります。

（報告内容）

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業内容

1. 名称 澤田ホールディングス株式会社
2. 住所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
3. 代表者の氏名 代表取締役社長 澤田 秀雄
4. 資本金の額 12,223百万円
5. 事業内容 グループ各社の経営の支配及び管理

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

#### 1. 当該親会社の所有議決権の数

異動前 50,000個  
異動後 100,000個

#### 2. 総株主等の議決権に対する割合

異動前 38.79%  
異動後 55.43%

（注1）異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数128,891個を基準として計算しております。

（注2）異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数128,891個に、平成22年1月8日を払込期日とする株主割当増資により増加した議決権の数51,519個を加えた議決権180,410個を基準として計算しております。

（注3）「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

当該異動の理由およびその年月日

#### 1. 異動の理由

当社の主要株主であり筆頭株主である澤田ホールディングス株式会社は、平成22年1月8日を払込期日とした株主割当増資の払込完了に伴い、澤田ホールディングス株式会社の保有する当社株式の総議決権に対する割合が過半数を超えることから、当社の親会社に該当することとなります。

#### 2. 異動の年月日

平成22年1月8日

(2) 平成22年3月26日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)の規定に基づくものであります。

(報告内容)

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業内容

1. 名称 澤田ホールディングス株式会社
2. 住所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
3. 代表者の氏名 代表取締役社長 澤田 秀雄
4. 資本金の額 12,223百万円
5. 事業内容 グループ各社の経営の支配及び管理

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

1. 当該親会社の所有議決権の数

異動前 100,000個  
異動後 100,000個

2. 総株主等の議決権に対する割合

異動前 55.43%  
異動後 49.99%

(注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年11月6日現在の総株主等の議決権の数180,411個を基準として計算しております。

(注2) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年11月6日現在の総株主等の議決権の数180,411個に、平成22年3月26日を払込期日とする第三者割当増資等により増加した議決権の数19,594個を加えた議決権を基準として計算しております。

当該異動の理由およびその年月日

1. 異動の理由

当社の主要株主であり筆頭株主である澤田ホールディングス株式会社は、平成22年3月10日開催の当社取締役会において決議いたしました、平成22年3月26日を払込期日とした第三者割当増資の払込完了等に伴い、澤田ホールディングス株式会社の保有する当社株式の総株主等の議決権に対する割合が、自己の計算によると過半数を下まわったことから、当社の親会社に該当しないこととなります。

2. 異動の年月日

平成22年3月26日

## (3) 平成22年7月1日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)の規定に基づくものであります。

## (報告内容)

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業内容

1. 名称 澤田ホールディングス株式会社
2. 住所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
3. 代表者の氏名 代表取締役社長 澤田 秀雄
4. 資本金の額 12,223百万円
5. 事業内容 グループ各社の経営の支配及び管理

当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

1. 当該親会社の所有議決権の数
  - 異動前 100,000個
  - 異動後 100,000個
2. 総株主等の議決権に対する割合
  - 異動前 49.99%
  - 異動後 49.99%

(注) 「総株主等の議決権に対する割合」は、平成22年3月31日現在の総株主等の議決権の数200,005個を基準として計算しております。

当該異動の理由及びその年月日

## 1. 異動の理由

当社は、平成22年3月26日提出の臨時報告書に記載のとおり、当社の主要株主であり筆頭株主である澤田ホールディングス株式会社に対して実質的な支配が及ばないと考え、「その他の関係会社」と判断しておりました。しかしながら、今後における当社事業計画達成には、澤田ホールディングス株式会社グループとの連携をさらに強化し、当該グループからの金融及び事業支援は必須であることを鑑み、澤田ホールディングス株式会社を「親会社」としました。

## 2. 異動の年月日

平成22年6月29日

## 2 資本金の増加について

有価証券報告書の提出日(平成21年12月15日)以降、本書提出日(平成22年10月15日)までの間に、次の事象が発生しております。

## (1) 株主割当増資の払込による新株式の発行並びに新株式発行に伴う資本金の増加

平成21年9月14日開催の当社取締役会において、株主割当による新株式発行を決議しており、当該第三者割当の払込期日である平成22年1月8日において、412,152千円が払込まれたことにより新株式を発行しております。また、新株式の発行に伴い当社資本金の額が、206,076千円増加しております。

主な概要は次のとおりであります。

発行新株式数	当社普通株式 5,151,903株
発行価額	1株につき 金 80円
発行価額の総額	412,152,240円
資本組入額	1株につき 金 40円
資本組入額の総額	206,076,120円
増資後発行済株式総数	18,041,278株
増資後資本金	1,244,517,375円
資金の用途	不動産開発事業の分譲マンション開発の新規プロジェクト開発費用として412百万円を充当いたします。

(2) 第三者割当増資の払込による新株式の発行並び新株式発行に伴う資本金の増加

平成22年3月10日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議しており、当該株主割当の払込期日である平成22年3月26日において、141,033千円が払込まれたことにより新株式を発行しております。また、新株式の発行に伴い当社資本金の額が、70,516千円増加しております。

主な概要は次のとおりであります。

発行新株式数	当社普通株式 1,958,800株
発行価額	1株につき 金 72円
発行価額の総額	141,033,600円
資本組入額	1株につき 金 36円
資本組入額の総額	70,516,800円
増資後発行済株式総数	20,000,078株
増資後資本金	1,315,034,175円
資金の使途	不動産開発事業の分譲マンション開発の新規プロジェクト開発費用として141百万円を充当いたします。

(3) 新株予約権の行使による新株式の発行並び新株式発行に伴う資本金の増加

平成22年3月26日において、新株予約権の行使により54千円が払込まれたことにより新株式を発行しております。また、新株式の発行に伴い当社資本金の額が、27千円増加しております。

主な概要は次のとおりであります。

発行新株式数	当社普通株式 600株
発行価額	1株につき 金 90円
発行価額の総額	54,000円
資本組入額	1株につき 金 45円
資本組入額の総額	27,000円
増資後発行済株式総数	20,000,678株
増資後資本金	1,315,061,175円

### 3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本書提出日（平成22年10月15日）までの間に変更が生じており「事業等のリスク」として、次のとおり追記いたします。また、下記に記載されている事項については、本書提出日（平成22年10月15日）現在において、当社が判断したものであります。

さらに、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本書提出日（平成22年10月15日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(1) 本新株予約権の発行に伴う当社株式価値の希釈化について

当社は、平成20年秋頃からの世界的な金融市場の混乱から、国内金融機関の不動産関連事業案件の融資が厳格化されたことにより、平成21年7月10日に第三者割当による新株予約権証券の発行、平成21年9月14日に第三者割当ならびに株主割当による新株式の発行、平成22年3月10日に第三者割当による新株式発行を取締役会にて決議し、合計13,595,678株の新株式発行により1,348百万円の資金調達と積極的なエクイティ・ファイナンスを実行しております。

本新株予約権の発行により交付される当社普通株式3,807,200株が権利行使期間中に全て行使された場合、本書提出日（平成22年10月15日）現在の当社発行済株式総数20,000,678株（議決権総数：200,005個）に対し19.04%（38,072個÷200,005個）となり、当社の1株当たりの指標が低下し、既存株主様の持分割合が希釈化されることとなります。また、当社は本日（平成22年10月15日）開催の取締役会において、矢吹満氏ならびに(有)麻布ビルディングを割当予定先とする当社普通株式3,076,800株（議決権の数：30,768個）の第三者割当による新株式の発行を併せて決議（払込期日：平成22年11月1日）しており、募集株式の全てが払込期日に払い込まれた場合、当社の発行済株式総数は26,884,678株（議決権の数：268,845個）となり、本書提出日（平成22年10月15日）現在における当社議決権総数に対し34.42%（（38,072個+30,768個）÷（200,005個））に相当することとなります。

当社グループは、今後も継続企業として既存株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、経営基盤の強化、将来収益の源泉を獲得していくことが、当社グループが当面果たすべき具体的な役割であると認識しております。当該新株予約権証券の割当予定先は、当社の経営環境ならびに事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的についてご賛同いただいております。また、当該第三者割当増資と併せて当該新株予約権証券の発行の手法を選択し

た理由については、急激な希釈化を回避しつつ機動的な資金確保が可能であることであります。当社は今回の資金調達を選択するにあたり、今回の調達方法のほか、金融機関等からの借入、公募増資、株主割当増資、社債発行について検討をいたしました。当社の株式の希釈化を鑑みた場合、金融機関等からの間接金融が最も望ましいと考えており、金融機関等へプロジェクト開発費用の借入の申し入れを行いました。応じていただいた金融機関等はありませんでした。また、かかる資金の規模、資金調達までの期間、資金調達コスト、当社株式の希釈化等を総合的に勘案し、第三者割当増資及び新株予約権証券の発行を併せて発行することを決定しております。このような事象により、当社及び当社の既存株主様にとってもっとも有利な内容であると判断しております。

(2) 親会社の異動の可能性について

当該新株予約権証券の発行ならびに平成22年10月15日開催の取締役会にて併せて決議しました新株式の発行に関し、割当予定先である矢吹満氏が新株式の払込を行い、矢吹満氏及び(有)麻布ビルディングが新株予約権証券の行使を全て完了し、かつ、澤田ホールディングス(株)が新株予約権証券の行使を行わなかった場合、澤田ホールディングス(株)の議決権比率は39.39%となり、親会社から「その他の関係会社」へ異動する可能性があります。

(3) 本新株予約権の権利行使の進捗について

当社は、本新株予約権の権利行使について、当社の将来の株価の推移等により割当予定先が権利行使を行わなかった場合、または当社の想定とおりに権利行使が進まなかった場合、当社が想定する資金調達額より減少いたします。当該事象が発生した場合、当社は当該新株予約権証券の残個数を買入消却し、他の手法によって資金調達を行う可能性があります。その場合、株式の希釈化を伴わない資金調達方法として、販売用不動産の売却の促進、間接金融（金融機関、事業会社からの借入等）等を検討する必要があります。当社の事業計画によらない販売用不動産の売却を行った場合には、当社の想定以外の損益が発生する可能性があります。かつ、事業計画を変更することによって中期経営計画の見積りを変更する可能性があります。さらに、これらの資金調達の方法によっても必要な資金に満たない場合には、新たに直接金融によって資金調達を行う可能性があります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期 第3四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年7月28日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 1月26日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指 定 社 員

公認会計士 田中 大丸 印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 法木 右近 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスコット及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、金融機関の融資厳格化などの理由により、会社の資金繰りに大きな影響を与える状況となっており、借換融資が必要な状況となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 大丸 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法木 右近 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスコット及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、第3四半期連結累計期間において営業損失2,982百万円、経常損失3,332百万円、四半期純損失3,395百万円を計上しており、純資産は677百万円と大幅に減少している状況にある。このような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、平成21年7月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議している。また、平成21年7月に当該新株予約権の一部の権利行使が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月15日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 法木 右近

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスコット及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アスコットの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アスコットが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月28日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 大丸 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮川 慎哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスコット及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 1月26日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 法木 右近 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスコットの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、金融機関の融資厳格化などの理由により、会社の資金繰りに大きな影響を与える状況となっており、借換融資が必要な状況となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 法木 右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスコットの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。